

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

**今回のテーマ： BEPS 防止措置実施条約適用後の日英租税条約の変更点**

2018年9月26日に日本がOECDにBEPS防止措置実施条約（以下「BEPS条約」）の批准書を寄託したことにより、日本と相手国が本条約の適用を選択し、相手国も批准書を寄託している8か国との二国間条約について、2019年1月1日より日本条約が発効されます。8か国は、イスラエル、英国、オーストラリア、スウェーデン、スロバキア、ニュージーランド、フランス及びポーランドです。

### 日英租税条約における BEPS 防止措置実施条約の適用範囲

BEPS条約適用による「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」（以下「租税条約」）の主要な変更は以下の通りとなります。

項 目	内 容
課税上存在しないものとして取り扱われる事業体を通じて取得される所得に対する租税条約の適用 (BEPS条約第3条1による日英租税条約第4条5の書き換え)	税務上、トランスペアレント（透明、存在しない）事業体が取得する所得について受益者段階で判定することを明確にし、条文を整理した。
双方居住者である個人以外の団体 (BEPS条約第4条1による日英租税条約第4条3の書き換え)	双方居住者である個人以外の団体の居住地決定について「事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮」して権限ある当局が合意して決定するよう努める。 実質的な変更はない。
主要目的テスト（Principal Purpose Test : PPT）の導入 (BEPS条約第7条1による日英租税条約第10条10（配当）、第11条7（利子）、第12条6（使用料）及び第21条5（その他の所得）の書き換え)	取引の主たる目的の一つが条約の恩典を得ることであると判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。 条約の否認規定として第22条もあり、LOB（Limitation on Benefits）とPPTが両方適用されることになる。
恒久的施設と準備的又は補助的な性格の活動における細分化防止規定 (BEPS条約第13条4を日英租税条約第5条4に適用)	一定の場所で行われる活動が準備的又は補助的な性格の活動であっても、他の場所で行われている活動または密接に関連する企業が、当該一定の場所または当該他の場所で行われている活動との組み合わせによる活動の全体が準備的又は補助的な性格の活動でなければ、恒久的施設非該当の規定は適用されない。
企業と密接に関連する者の定義 (BEPS条約第15条を日英租税条約第5条に適用)	支配関係または共通の支配下にある関係がある場合、密接に関連するものとされる。受益権の50%超の直接・間接の所有または他の者による50%超の直接・間接の共通の所有は密接に関連する関係となる。



その他に以下のような修正があります。

1. BEPS 条約第 6 条 1（租税条約は二重非課税の機会を生じさせるものでないことを明らかにする前文の規定）が、租税条約の前文に加わります。
2. BEPS 条約第 6 条 3（経済関係の発展及び租税に関する当事国間の協力の強化に関する前文の規定）が、租税条約の前文に加わります。
3. BEPS 条約第 16 条 1 第一文（租税条約の規定に適合しない課税に係る事案の申立て）の規定は、租税条約第 25 条（相互協議）1 第一文の規定に代わります。
4. BEPS 条約第 16 条 2 第二文（相互協議の合意実施義務）の規定が、租税条約第 25 条（相互協議）に適用されます。
5. BEPS 条約第 17 条 1（移転価格課税への対応的調整）は、租税条約第 9 条 2（特殊関連企業）の規定に代わります。

## 適用開始時期

本規定は、非居住者に対して支払われる額に対して源泉徴収される租税については 2019 年 1 月 1 日以後に生ずるものについて、その他の租税については 2019 年 7 月 1 日以後に開始する課税期間に関して課されるものについて適用されます。

## お見逃しなく！

上記適用開始時期にかかわらず、BEPS 条約第 16 条の規定は、租税条約につき 2019 年 1 月 1 日以後に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用されます。